

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条 ≪「指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型（介護予防）サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条≫の規定にもとづき、（介護予防）小規模多機能型居宅介護 サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

※※ 目 次 ※※

1	事業主体（法人の情報）	2
2	事業所の概要	3
3	事業の目的と運営方針	3
4	事業実施地域、営業時間、定員等	3
5	従業者の職種、員数及び職務の内容等	4
6	サービスの概要、利用料金	4
7	利用にあたっての留意事項	5
8	非常災害時の対策	7
9	事故発生時及び緊急時の対応方法	7
10	協力医療機関等	8
11	秘密の保持と個人情報の保護	8
12	小規模多機能型居宅介護計画	9
13	居宅サービス計画の作成等	10
14	身体的拘束等について	10
15	苦情処理の体制	11
16	衛生管理	11
17	運営推進会議の概要	12
18	高齢者虐待防止について	12
		12

1 事業主体

事業主体（法人名）	株式会社 ふくはち
法人の種類	株式会社
代表者（役職名及び氏名）	代表取締役 榎本 重敏
法人所在地	〒590-0505 泉南市信達大苗代765
電話番号及びFAX番号	電話480-2025 FAX480-2005
Eメールアドレス	hukuhachi-care@bz03.plala.or.jp
設立年月日	平成20年6月1日
法人の理念	利用者様の意思を尊重し、家庭的な雰囲気の中で誠心誠意の支援を行います。

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能の家 ふくはち
事業所の管理者	野原 曜子
開設年月日	平成20年6月1日
介護保険事業者指定番号	2795600028
事業所の所在地	〒590-0505 泉南市信達大苗代765
電話番号及びFAX番号	電話480-2026 FAX480-2005
交通の便	JR新家駅から 徒歩約20分
敷地概要・面積	敷地面積：1210㎡
建物概要	構造：重量鉄骨造2階建て 延べ床面積：251㎡
損害賠償責任保険の加入先	共栄火災海上保険株式会社
主な設備の概要	
宿泊室	9室 1室あたり面積7.43㎡
食堂、居間	食堂1箇所 居間1箇所
トイレ	1階 車椅子対応トイレ1箇所 トイレ1箇所
浴室	1箇所
台所	1箇所
全室にスプリンクラー（乾式）設置	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供する事を目的とする。
運営方針	利用者様が、能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、身体介護その他の生活全般にわたる支援を行ないます。 また生活の質の向上を図ることが出来るように、状況や環境に応じて、入浴・食事の提供・宿泊の提供などを適切かつ効果的に行ないます。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年 365日 営業時間 24時間
サービス提供時間	通い 5:00～22:00 訪問 24時間 泊まり 22:00～ 5:00
通常の事業実施地域	通常の事業の実施区域に事業所の所在する泉南市の介護保険事業計画に定められた生活圏域とする。
定員	登録定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員 9名

5 従業者の職種、員数及び職務の内容等

①従業者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	保有資格
管理者	1名		認知症介護実践リーダー研修
計画作成担当者	1名		介護福祉士 介護支援専門員
介護従業者	4名	18名	介護福祉士 初任者研修終了 ヘルパー 2級
看護職員	1名	1名	准看護師 看護師

6 サービスの概要

通い	食 事	<p>食事の提供及び食事の介助をします。</p> <p>食事は食堂でとっていただくよう配慮します。</p> <p>身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p> <p>調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。</p> <p>食事サービスの利用は任意です。</p>
	排 泄	<p>利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
	入 浴	<p>利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。</p> <p>入浴サービスについては任意です。</p>
	機能訓練	<p>利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。</p>
	健康チェック	<p>血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。</p>
	送 迎	<p>利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。</p>
訪 問	<p>利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。</p>	
泊まり	<p>事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。</p>	

サービス利用料金

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日</p> <p>登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日</p>

小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位

≪介護予防小規模多機能型居宅介護（1月あたり）≫

介護度	要支援1	要支援2
利用者負担	3,450 単位	6,972 単位

上記の金額に下記の各種加算項目の利用者負担金がかかります。

初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護≪介護予防小規模多機能型居宅介護≫事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。30日を超える入院を）された後に再び利用を開始した場合も同様です。

利用者負担	30 単位
-------	-------

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

利用者負担	14.9%
-------	-------

認知症加算（Ⅰ）

利用者負担	920 単位
-------	--------

認知症加算（Ⅱ）

利用者負担	890 単位
-------	--------

認知症加算（Ⅲ）

利用者負担	760 単位
-------	--------

認知症加算（Ⅳ）

利用者負担	460 単位
-------	--------

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）

利用者負担	1ヶ月につき	1200 単位
-------	--------	---------

看護職員配置加算（Ⅲ）

利用者負担	1ヶ月につき	480 単位
-------	--------	--------

訪問体制強化加算

利用者負担	1ヶ月につき	1000 単位
-------	--------	---------

サービス提供体制加算Ⅲ

利用者負担	1ヶ月につき	350 単位
-------	--------	--------

化学的介護推進体制加算

利用者負担	1ヶ月につき	40 単位
-------	--------	-------

単価 10.33 円

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 380 円 昼食 580 円 夕食 580 円 おやつ 80 円 特別介護食 3000 円/月
宿泊に要する費用	1泊 2100 円
レクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費
外出・通院 車代	実費 ・泉南市内片道 300 円 ・阪南、泉佐野市片道 600 円 ・貝塚市、岬町片道 900 円 ・岸和田市 1200 円
複写物の交付	実費 1 枚 10 円 サービス提供記録を閲覧できます
洗濯代	1 回 100 円
その他諸費用	個別の電気器具使用料 テレビ 20 円 冷蔵庫 50 円 *他は 100w/60 円 (1 日に付)

*保険対象外サービスは全額実費となります

③ 利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月の 15 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 事業所での現金支払い イ) 事業者指定口座への振り込み ウ) 郵便局の利用者指定口座からの自動振り替え イ) 【事業者指定口座振り込みの場合】 紀陽銀行 尾崎支店 普通預金 口座番号 0651577 口座名義 株式会社ふくはち 代表取締役 榎本重敏 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

7 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食 事	食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合は、あらかじめ事業所に申し出てください。
入 浴	入浴サービスについては任意です。
送 迎	決められた時間に送迎できない場合があります。
訪 問	訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 利用者の家族に対する訪問介護サービス 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿 泊	急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒、喫煙	飲酒・喫煙は相談して下さい。 但し、場所（喫煙）を指定させていただくことになります。
所持品の持ち込み	貴重品や金銭はこちらで管理できません。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

ハラスメントについて

介護職員等に対し、虐待防止・ハラスメントのための研修を定期的実施します。

利用者・家族様より職員へのハラスメントを確認した場合、事実確認を行い、ハラスメント防止検討委員会において事象を検討し、契約を解除する場合があります。

また、職員へのハラスメント等により、病気やケガを負った場合等、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。

具体的なハラスメントの行為に関しては下記の通り。

(1) 暴力又は乱暴な暴言

- ・ものを投げつける。
- ・刃物を向ける、服を引き裂く、必要以上の力で手を払いのける。
- ・恫喝、怒鳴る、脅すなど

(2) セクシャルハラスメント

- ・従業者の身体を必要なく触る、意味なく手を握る。
- ・性的な関係を強要する、性的な冗談やからかい、露出の多い服装を強要する。
- ・女性のヌード写真等を見せるなど

(3) その他

- ・執拗に自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為など

8 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応します。避難訓練を年2回契約者参加で行います。
消防計画等	消防署への届け出日 2008年4月15日 防火管理者 榎本重敏
防犯防火設備 避難設備等の概要	セキュリティー管理会社に委託 自動火災報知機 消火器 スプリンクラー（乾式） 消防法による設備を設置しています
業務継続計画策定等について	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<p>当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>	
損害賠償責任保険の加入先	共栄火災海上保険株式会社	
利用者の病状の急変等の緊急時の対応方法	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはありません。</p>	
協力医療機関	うえの内科クリニック	
主治医	利用者の主治医	茂原 治
	所属医療機関名	腎、循環器 もはらクリニック
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所 電話番号	

10 協力医療機関等

協力医療機関	うえの内科クリニック
	所在地 大阪府泉南市信達大苗代 1293 番地の 1 電話 072-482-0055
協力歯科医療機関	ほりぐち歯科
	所在地 泉南市信達大苗代 365-5 電話 072-484-0987
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームなでしこりんくう 電話 072-480-5120
	介護老人保健施設 ライフポート 電話 072-480-5611

1.1 秘密の保持と個人情報の保護

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
<p>従業者に対する秘密の保持について</p>	<p>就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>事業所は、利用者及び利用者の家族に関する個人情報について、同意を得ない限り第三者への提供を致しません。 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

1.2 小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画

<p>小規模多機能型居宅介護計画《介護予防小規模多機能型居宅介護計画》について</p>	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。 事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》計画を定め、また、その実施状況を評価します。 計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>サービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保管します。 また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。 複写の交付については、実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円</p>

1.3 居宅サービス計画《介護予防サービス計画》の作成等と実施方法について

<p>居宅サービス計画 《介護予防サービス 計画》 の作成について</p>	<p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービス《介護予防サービス》を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握《支援すべき総合的な課題の把握》（アセスメント）やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画《介護予防サービス計画》（ケアプラン）を作成します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。</p>
---	--

居宅及び介護予防サービス計画の作成等の流れ	提 供 方 法	利用料金
①居宅を訪問し、利用者の方の解決すべき課題を把握します。（アセスメント）	<p>「居宅及び介護予防サービス計画」の作成等の実施方法についてを参照下さい。</p>	<p>介護保険適用となる場合には、利用料は小規模多機能型居宅介護費に含まれています。</p>
②サービス提供事業者の情報等を提供し、利用するサービスを選定していただきます。		
③居宅及び介護予防サービス計画の原案を作成します。		
④サービス担当者介護を開催し、サービス提供事業者と意見交換、利用の調整等を行います。		
⑤利用者の方へ居宅及び介護予防サービス計画の説明、意見を伺い同意をいただきます。		
⑥居宅及び介護予防サービス計画に沿って、サービスが提供されるようサービス利用票、サービス提供票を作成します。		
⑦サービス利用		
⑧毎月、利用者の方のサービス状況の把握を行い（モニタリング）、サービス提供事業者と連絡調整を行います。		
⑨毎月の給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。		
⑩居宅及び介護予防サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅及び介護予防サービス計画の変更を行います。		

1.4 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討会議を行い、主治医とも相談の上行ないます。個人では判断しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、職員で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。
身体的拘束等の適正化の推進について	身体的拘束等の適正化の為の会議を3ヶ月に1回開催し内容について介護職、その他従業員に周知し定期的な研修の実施を行います

1.5 苦情処理の体制

苦情処理の体制及び手順	苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。） 苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
事業所苦情相談窓口	担当者 管理者 野原 曜子 連絡先 072-480-2025 また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。
事業所外苦情相談窓口	泉南市長寿社会推進課 泉南市樽井1丁目1番1号 電話072-483-8253（直通） FAX 072-483-8251
	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号中央大通 FN ビル 電話06-6949-5418

1.6 衛生管理

衛生管理について	<p>事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。</p> <p>従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。</p> <p>利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。</p>
感染症対策マニュアル	<p>〇ー157、ノロウイルス、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しています。</p> <p>また、従業員への衛生管理に関する研修を年1回行っています。</p>

1.7 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	<p>小規模多機能型居宅介護《介護予防小規模多機能型居宅介護》の に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数 等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言 等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し ます。より地域に開かれた事業所を目指します。</p>
委員の構成	<p>利用者代表 利用者の家族代表 信達大苗代民生委員 泉南市長寿社会推進課 包括職員 管理者 計画作成者</p>
開催時期	<p>おおむね2ヶ月に1回開催します。</p>

1.8 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 虐待防止の為の会議、研修を定期的で開催し、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ③ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
------------------	--

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」第 88 条により準用する第 9 条 ≪「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」第 64 条により準用する第 11 条≫ の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	泉南市信達大苗代 7 6 5
事業者法人名	株式会社 ふくはち
法人代表者名	榎本 重敏
事業所名称	小規模多機能の家 ふくはち
説明者 氏名	野原 曜子

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者 住 所	
利用者 氏 名	
利用者の家族 住 所	
利用者の家族 氏 名	